

財 関 第 1426 号  
平成19年10月31日

(各)税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

### 関税法基本通達等の一部改正について

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(平成19年条約第19号)の施行に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成19年11月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 条約等基本通達(昭和47年3月1日蔵関第106号)の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 税関様式関係通達(昭和47年3月1日蔵関第107号)の一部を次のように改正する。

( 税関様式の一部改正 )

税関様式C第5290-5号の次に別紙3及び別紙4を加える。

(了)